

(第1条関係)寒川町事務分掌等に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (課等の事務分掌) 第3条 前条に規定する課等の事務分掌は、次のとおりとする。 ～ 略 ～ 総務部 総務課 (略) 収納対策課 収納担当 (1)～(5) (略) (6) 町税に関する<u>異議申立</u>に関すること。 ～ 略 ～	～ 略 ～ (課等の事務分掌) 第3条 前条に規定する課等の事務分掌は、次のとおりとする。 ～ 略 ～ 総務部 総務課 (略) 収納対策課 収納担当 (1)～(5) (略) (6) 町税に関する<u>審査請求</u>に関すること。 ～ 略 ～

(第2条関係)寒川町情報公開条例施行規則新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ 第3号様式(第5条関係) (略) なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) 第4号様式(第5条関係) (略) なお、この処分について不服がある場合	～ 略 ～ 第3号様式(第5条関係) (略) なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) 第4号様式(第5条関係) (略) なお、この処分について不服がある場合

は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、寒川町長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

(略)

第6号様式(第6条関係)

(略)

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、寒川町長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

(略)

第7号様式(第7条関係)

(略)

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、寒川町長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを

は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

(略)

第6号様式(第6条関係)

(略)

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

(略)

第7号様式(第7条関係)

(略)

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを

提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) 第8号様式(第8条関係) (略) なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) 第9号様式(第12条関係) (略) 年 月 日付けで<u>異議申立て</u>のありました事案について、次のとおり寒川町情報公開審査会に諮問しましたので通知します。 <table border="1" data-bbox="159 1473 782 1563"> <tr> <td><u>異議申立て</u>の内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table> ～略～	<u>異議申立て</u> の内容		(略)		提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) 第8号様式(第8条関係) (略) なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) 第9号様式(第12条関係) (略) 年 月 日付けで<u>審査請求</u>のありました事案について、次のとおり寒川町情報公開審査会に諮問しましたので通知します。 <table border="1" data-bbox="810 1473 1433 1563"> <tr> <td><u>審査請求</u>の内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table> ～略～	<u>審査請求</u> の内容		(略)	
<u>異議申立て</u> の内容									
(略)									
<u>審査請求</u> の内容									
(略)									

(第3条関係)寒川町情報公開審査会規則新旧対照表

現行	改正案
～略～ (調書の作成) 第4条 条例第18条第5項の委員は、<u>不服申立人</u>、参加人、実施機関又は審査会が適	～略～ (調書の作成) 第4条 条例第18条第5項の委員は、<u>審査請求人</u>、参加人、実施機関又は審査会が適

当と認める者から意見又は説明を聴取したときは、その概要を記載した調書を作成し、審査会に報告しなければならない。

～略～

当と認める者から意見又は説明を聴取したときは、その概要を記載した調書を作成し、審査会に報告しなければならない。

～略～

(第4条関係)寒川町個人情報保護条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
第4号様式(第7条、第8条関係) (略)	第4号様式(第7条、第8条関係) (略)
なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略)	なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略)
第5号様式(第8条関係) (略)	第5号様式(第8条関係) (略)
なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起で	なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起で

きません。 (略) 第6号様式(略) 第6号様式の2(第10条関係) (略) なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) 第7号様式(第10条関係) (略) なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) 第8号様式(第12条関係) (略) なお、この処分について不服がある場合	きません。 (略) 第6号様式(略) 第6号様式の2(第10条関係) (略) なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) 第7号様式(第10条関係) (略) なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) 第8号様式(第12条関係) (略) なお、この処分について不服がある場合
---	---

は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略)	は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略)
第9号様式(略)	第9号様式(略)
第10号様式(第17条関係) (略) なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略)	第10号様式(第17条関係) (略) なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略)
第11号様式(第17条関係) (略) なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町	第11号様式(第17条関係) (略) なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町

長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) ～略～	長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) ～略～
第12号様式の3(第18条の3関係) (略) なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立てに対する決定</u>があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略)	第12号様式の3(第18条の3関係) (略) なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求に対する裁決</u>があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略)
第12様式の4号様式(第18条の3関係) (略) なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立てに対する決定</u>があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) 第12号様式の5(略)	第12様式の4号様式(第18条の3関係) (略) なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求に対する裁決</u>があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) 第12号様式の5(略)

第13号様式(第19条関係) (略) 年 月 日付けで <u>異議申立て</u> のありました事案について、次のとおり寒川町個人情報保護審査会に諮問しましたので通知します。 <table border="1"> <tr> <td><u>異議申立て</u>の内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table> ～略～	<u>異議申立て</u> の内容		(略)		第13号様式(第19条関係) (略) 年 月 日付けで <u>審査請求</u> のありました事案について、次のとおり寒川町個人情報保護審査会に諮問しましたので通知します。 <table border="1"> <tr> <td><u>審査請求</u>の内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table> ～略～	<u>審査請求</u> の内容		(略)	
<u>異議申立て</u> の内容									
(略)									
<u>審査請求</u> の内容									
(略)									

(第5条関係)寒川町個人情報保護審査会規則新旧対照表

現行	改正案
～略～ (調書の作成) 第4条 条例第30条第5項の委員は、 <u>不服申立人</u> 、参加人、実施機関又は審査会が適当と認める者から意見又は説明を聴取したときは、その概要を記載した調書を作成し、審査会に報告しなければならない。 ～略～	～略～ (調書の作成) 第4条 条例第30条第5項の委員は、 <u>審査請求人</u> 、参加人、実施機関又は審査会が適当と認める者から意見又は説明を聴取したときは、その概要を記載した調書を作成し、審査会に報告しなければならない。 ～略～

(第6条関係)寒川町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
～略～ 第2号様式(第5条関係) (略) この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して <u>60日</u> 以内に、寒川町長に対して <u>異議申立て</u> をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(<u>異議申立て</u> をした場合は、 <u>異議申立て</u> に対する <u>決定</u> があつたことを知つた日)の翌日から起	～略～ 第2号様式(第5条関係) (略) この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して <u>3月</u> 以内に、寒川町長に対して <u>審査請求</u> をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(<u>審査請求</u> をした場合には、 <u>審査請求</u> に対する <u>裁決</u> があつたことを知つた日)の翌日から

算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) ～略～	起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) ～略～
--	--

(第7条関係)寒川町一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則新旧対照表

現行	改正案
～略～ 第7条の4 (略) 2 前項の文書には、一時差止処分について、町長に対して<u>不服申立て</u>をすることができる旨及び<u>不服申立期間</u>を記載しなければならない。 3 (略) ～略～	～略～ 第7条の4 (略) 2 前項の文書には、一時差止処分について、町長に対して<u>審査請求</u>をすることができる旨及び<u>審査請求期間</u>を記載しなければならない。 3 (略) ～略～

(第8条関係)寒川町財務規則新旧対照表

現行	改正案
～略～ 第52号様式(第56条関係) (略) この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、町長に対して<u>異議申し立て</u>をすることができます。決定の取り消しを求める訴えは、前記の<u>異議申し立て</u>に<u>かかる決定</u>の送達を受けた日の翌日から起算して<u>6ヶ月</u>以内に町を被告として(町長が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取り消しの訴えは、前記の<u>異議申し立て</u>に対する<u>決定</u>を経た後でなけ	～略～ 第52号様式(第56条関係) (略) この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。決定の取り消しを求める訴えは、前記の<u>審査請求</u>に<u>かかる裁決</u>の送達を受けた日の翌日から起算して<u>6月</u>以内に町を被告として(町長が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取り消しの訴えは、前記の<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>を経た後でなけ

れば提起することができないこととされていますが、①異議申し立てがあった日から3ヶ月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取り消しの訴えを提起することができます。

(略)

～略～

れば提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取り消しの訴えを提起することができます。

(略)

～略～

(第9条関係)寒川町町税条例施行規則新旧対照表

現 行		改 正 案	
～略～		～略～	
第24号様式		第24号様式	
(略)		(略)	
寒川町長 氏 名 印		寒川町長 印	
(略)		(略)	
(略)		(略)	
<u>異議申し立て</u>	この通知に不服がある場合は、この通知があつたことを知つた日の翌日から起算して <u>60日</u> 以内に、寒川町(寒川町長)に対して <u>異議申し立て</u> をすることができます。そして、その <u>異議申し立ての決定</u> になお不服がある場合は、 <u>異議申し立てに対する決定</u> があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。また、次のいずれかの場合には、 <u>異議申し立てに対する決定</u> を経ないでもその訴えを提起することができます。① <u>異議申し立て</u> をした日から3月を経過しても <u>決定</u> がないとき②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるた	<u>審査請求</u>	この通知に不服がある場合は、この通知があつたことを知つた日の翌日から起算して <u>3月</u> 以内に、寒川町(寒川町長)に対して <u>審査請求</u> をすることができます。そして、その <u>審査請求の裁決</u> になお不服がある場合は、 <u>審査請求に対する裁決</u> があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。また、次のいずれかの場合には、 <u>審査請求に対する裁決</u> を経ないでもその訴えを提起することができます。① <u>審査請求</u> をした日から3月を経過しても <u>裁決</u> がないとき②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるた

め緊急の必要があるとき③その他 <u>決定</u>を経ないことにつき正当な理 由があるときは、<u>決定</u>を経ないでも 処分の取消しの訴えを提起するこ とができます。ただし、<u>決定</u>の日か ら1年を経過すると処分の取消しの 訴えを提起することができません。	め緊急の必要があるとき③その他 <u>裁決</u>を経ないことにつき正当な理 由があるときは、<u>裁決</u>を経ないでも 処分の取消しの訴えを提起するこ とができます。ただし、<u>裁決</u>の日か ら1年を経過すると処分の取消しの 訴えを提起することができません。
(略) ～略～ 第29号様式 (略) <u>番地</u> 様 <u>寒川町長 氏</u> 名 印 (略)	(略) ～略～ 第29号様式 (略) _____ 様 <u>寒川町長</u> 印 (略)
(略) <u>異議申立</u> この通知に不服がある場合 は、この通知があつたことを知つた日の 翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町 (寒川町長)に対して<u>異議申立て</u>をする ことができます。そして、その<u>異議申立 ての決定</u>になお不服がある場合は、<u>異議 申立て</u>に対する<u>決定</u>があつたことを知 つた日の翌日から起算して6月以内に、 寒川町(寒川町長)を被告として、処分の 取消しの訴えを提起することができます。 また、次のいずれかの場合には、<u>異 議申立て</u>に対する<u>決定</u>を経ないでもそ の訴えを提起することができます。①<u>異 議申立て</u>をした日から3月を経過しても <u>決定</u>がないとき②処分、処分の執行又は 手続の続行により生ずる著しい損害を 避けるため緊急の必要があるとき③そ の他<u>決定</u>を経ないことにつき正当な理 由があるときは、<u>決定</u>を経ないでも処分 の取消しの訴えを提起することができ ます。ただし、<u>決定</u>の日から1年を経過 すると処分の取消しの訴えを提起する ことができません。 (略)	(略) <u>審査請求</u> この通知に不服がある場合 は、この通知があつたことを知つた日の 翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町 (寒川町長)に対して<u>審査請求</u>をする ことができます。そして、その<u>審査請求 の裁決</u>になお不服がある場合は、<u>審査 請求</u>に対する<u>裁決</u>があつたことを知 つた日の翌日から起算して6月以内に、 寒川町(寒川町長)を被告として、処分の 取消しの訴えを提起することができます。 また、次のいずれかの場合には、<u>審 査請求</u>に対する<u>裁決</u>を経ないでもそ の訴えを提起することができます。①<u>審 査請求</u>をした日から3月を経過しても <u>裁決</u>がないとき②処分、処分の執行又は 手続の続行により生ずる著しい損害を 避けるため緊急の必要があるとき③そ の他<u>裁決</u>を経ないことにつき正当な理 由があるときは、<u>裁決</u>を経ないでも処分 の取消しの訴えを提起することができ ます。ただし、<u>裁決</u>の日から1年を経過 すると処分の取消しの訴えを提起する ことができません。 (略)

～ 略 ～ 第34号様式(別表関係) (略) 2 滞納処分 督促状発送の日から督促状発送の日から起算して10日を経過した日までに<u>納付</u>されないときは、財産の差押処分をすることになります。 3 <u>異議申立</u> この通知に不服がある場合は、この通知があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町(寒川町長)に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。そして、その<u>異議申立て</u>の<u>決定</u>になお不服がある場合は、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。また、次のいずれかの場合には、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>を経ないでもその訴えを提起することができます。①<u>異議申立て</u>をした日から3月を経過しても<u>決定</u>がないとき②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき③その他<u>決定</u>を経ないことにつき正当な理由があるときは、<u>決定</u>を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、<u>決定</u>の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。	～ 略 ～ 第34号様式(別表関係) (略) 2 滞納処分 督促状発送の日から督促状発送の日から起算して10日を経過した日までに<u>完納</u>されないときは、財産の差押処分をすることになります。 3 <u>審査請求</u> この通知に不服がある場合は、この通知があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町(寒川町長)に対して<u>審査請求</u>をすることができます。そして、その<u>審査請求</u>の<u>裁決</u>になお不服がある場合は、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。また、次のいずれかの場合には、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>を経ないでもその訴えを提起することができます。①<u>審査請求</u>をした日から3月を経過しても<u>裁決</u>がないとき②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき③その他<u>裁決</u>を経ないことにつき正当な理由があるときは、<u>裁決</u>を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、<u>裁決</u>の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。
～ 略 ～ 第39号様式 (略) ※ <u>異議申立</u> この通知に不服がある場合は、この通知があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町(寒川町長)に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。そして、その<u>異議申立て</u>の<u>決定</u>	～ 略 ～ 第39号様式 (略) ※ <u>審査請求</u> この通知に不服がある場合は、この通知があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町(寒川町長)に対して<u>審査請求</u>をすることができます。そして、その<u>審査請求</u>の<u>裁決</u>

になお不服がある場合は、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。また、次のいずれかの場合には、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>を経ないでもその訴えを提起することができます。①<u>異議申立て</u>をした日から3月を経過しても<u>決定</u>がないとき②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき③その他<u>決定</u>を経ないことにつき正当な理由があるときは、<u>決定</u>を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、<u>決定</u>の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。 ～ 略 ～	になお不服がある場合は、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。また、次のいずれかの場合には、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>を経ないでもその訴えを提起することができます。①<u>審査請求</u>をした日から3月を経過しても<u>裁決</u>がないとき②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときは、<u>裁決</u>を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、<u>裁決</u>の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。 ～ 略 ～
---	--

(第10条関係)寒川町公有財産規則新旧対照表

現行	改正案
～ 略 ～ 第3号様式(第23条関係) (略) この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) 第4号様式(略)	～ 略 ～ 第3号様式(第23条関係) (略) この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) 第4号様式(略)

第5号様式(第24条関係)

(略)

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に寒川町長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

(略)

第6号様式(略)

第7号様式(第26条関係)

(略)

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に寒川町長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

(略)

第8号様式(略)

第9号様式(第27条関係)

(略)

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に寒川町長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(異議申立てを

第5号様式(第24条関係)

(略)

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に寒川町長に対して審査請求をすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

(略)

第6号様式(略)

第7号様式(第26条関係)

(略)

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に寒川町長に対して審査請求をすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

(略)

第8号様式(略)

第9号様式(第27条関係)

(略)

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に寒川町長に対して審査請求をすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(審査請求を

した場合には、異議申立てに対する決定があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

(略)

～略～

第13号様式(第37条関係)

(略)

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に寒川町長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

(略)

～略～

第15号様式(第44条関係)

(略)

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に寒川町長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

(略)

した場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

(略)

～略～

第13号様式(第37条関係)

(略)

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に寒川町長に対して審査請求をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

(略)

～略～

第15号様式(第44条関係)

(略)

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に寒川町長に対して審査請求をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

(略)

～ 略 ～	～ 略 ～
-------	-------

(第11条関係)寒川町犯罪被害者等支援条例施行規則新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～	～ 略 ～
第3号様式(第7条関係) (略)	第3号様式(第7条関係) (略)
※ この通知について不服のある場合は、この通知があつたことを知った日の翌日から起算して <u>60日</u> 以内に、寒川町長に対して <u>異議申立て</u> をすることができます。また、この通知を受けたことを知った日(<u>異議申立て</u> をした場合には、 <u>異議申立て</u> に対する <u>決定</u> があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、通知の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略)	※ この通知について不服のある場合は、この通知があつたことを知った日の翌日から起算して <u>3月</u> 以内に、寒川町長に対して <u>審査請求</u> をすることができます。また、この通知を受けたことを知った日(<u>審査請求</u> をした場合には、 <u>審査請求</u> に対する <u>裁決</u> があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、通知の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略)
～ 略 ～	～ 略 ～

(第12条関係)寒川町特定保育所における保育の利用等に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～	～ 略 ～
第3号様式(第2条関係) (略)	第3号様式(第2条関係) (略)
この通知について不服があるときは、この通知があつたことを知った日の翌日から起算して <u>60日</u> 以内に寒川町長に対して <u>異議申立て</u> をすることが出来ます。また、この通知を受けたことを知った日(<u>異議申立て</u> をした場合には、 <u>異議申立て</u> に対する <u>決定</u> があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、	この通知について不服があるときは、この通知があつたことを知った日の翌日から起算して <u>3月</u> 以内に寒川町長に対して <u>審査請求</u> をすることが出来ます。また、この通知を受けたことを知った日(<u>審査請求</u> をした場合には、 <u>審査請求</u> に対する <u>裁決</u> があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、

寒川町長を被告として、通知の取消しの訴えを提訴することができます。 ただし、通知の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) ～略～ 第5号様式(第4条関係) (略) この通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることが出来ます。また、この通知を受けたことを知った日(<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町長を被告として、通知の取消しの訴えを提訴することができます。 ただし、通知の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) ～略～	寒川町長を被告として、通知の取消しの訴えを提訴することができます。 ただし、通知の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) ～略～ 第5号様式(第4条関係) (略) この通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることが出来ます。また、この通知を受けたことを知った日(<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町長を被告として、通知の取消しの訴えを提訴することができます。 ただし、通知の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) ～略～
--	--

(第13条関係)寒川町児童手当事務処理規則新旧対照表

現行	改正案
～略～ 第1号様式(第4条、第11条関係) (略) なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は<u>上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日</u> _____の翌日から起算して	～略～ 第1号様式(第4条、第11条関係) (略) なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は<u>この通知を受けたことを知った日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日)</u>の翌日から起算して

(略)

～ 略 ～

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日

_____の翌日から起算して6か月以内に寒川町を被告として(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)提起することができます。

(略)

～ 略 ～

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日

の翌日から起算して6か月以内に寒川町を被告として(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)提起することができます。

(略)

～ 略 ～

第4号様式(第8条～第10条関係)
(略)

(略)

～ 略 ～

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3月以内に神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)はこの通知を受けたことを知った日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に寒川町を被告として(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)提起することができます。

(略)

～ 略 ～

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3月以内に神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)はこの通知を受けたことを知った日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に寒川町を被告として(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)提起することができます。

(略)

～ 略 ～

第4号様式(第8条～第10条関係)
(略)

の翌日から起算して6か月以内に寒川町を被告として(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)提起することができます。

(略)

の翌日から起算して6か月以内に寒川町を被告として（訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。）提起することができます。

（略）

(略)

～ 略 ～

(略)

(略)

～ 略 ～

(略)

(略)

～ 略 ～

(略)

～ 略 ～

(略)

(略)

～ 略 ～

(略)

(略)

～ 略 ～

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に寒川町に対して異議申立てをすることができます。この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この通知を受けた日(上記の異議申立てに対する決定を受けた日の翌日から起算して6ヵ月以内に寒川町を被告として(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。))提起することができます。

～ 略 ～

(略)

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日

の翌日から起算して6か月以内に寒川町を被告として(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)提起することができます。

～ 略 ～

(略)

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日

の翌日から起算し

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3月以内に寒川町に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この通知を受けた日(上記の審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して6月以内に寒川町を被告として(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)提起することができます。

～ 略 ～

(略)

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3月以内に神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)はこの通知を受けたことを知った日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に寒川町を被告として(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)提起することができます。

～ 略 ～

(略)

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3月以内に神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)はこの通知を受けたことを知った日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算し

て<u>6か月</u>以内に寒川町を被告として(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)提起することができます。 (略) ～略～	て<u>6月</u>以内に寒川町を被告として(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)提起することができます。 (略) ～略～
--	---

(第14条関係)寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
～略～ 第4号様式(第12条関係) (略) この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) ～略～ 第8号様式(第18条関係) (略) この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起するこ	～略～ 第4号様式(第12条関係) (略) この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) ～略～ 第8号様式(第18条関係) (略) この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起するこ

とができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) ～略～	とができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) ～略～
--	--

(第15条関係)寒川町小児の医療費の助成に関する条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
～略～ 第6号様式(第10条関係) (略) この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して <u>60日</u> 以内に、寒川町長に対して <u>異議申立て</u> をすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(<u>異議申立て</u> をした場合には、 <u>異議申立て</u> に対する <u>決定</u> があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) ～略～	～略～ 第6号様式(第10条関係) (略) この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して <u>3月</u> 以内に、寒川町長に対して <u>審査請求</u> をすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(<u>審査請求</u> をした場合には、 <u>審査請求</u> に対する <u>裁決</u> があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) ～略～

(第16条関係)寒川町未熟児養育医療に関する規則新旧対照表

現行	改正案
～略～ 第5号様式(第3条関係) (略) ※ この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して、 <u>60日</u> 以内に町長に対して <u>異議申立て</u> をすることができます。 処分の取り消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表する者は町長となります。)提起す	～略～ 第5号様式(第3条関係) (略) ※ この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して、 <u>3月</u> 以内に町長に対して <u>審査請求</u> をすることができます。 処分の取り消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表する者は町長となります。)提起す

ることができます。ただし、<u>異議申立て</u>をした場合には、処分の取消しの訴えはその<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。 (略) ～略～ 第7号様式(第4条関係) (略) ※ この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、<u>60日</u>以内に町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。 処分の取り消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表する者は町長となります。)提起することができます。ただし、<u>異議申立て</u>をした場合には、処分の取消しの訴えはその<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。 (略) ～略～	ることができます。ただし、<u>審査請求</u>をした場合には、処分の取消しの訴えはその<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。 (略) ～略～ 第7号様式(第4条関係) (略) ※ この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、<u>3月</u>以内に町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。 処分の取り消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表する者は町長となります。)提起することができます。ただし、<u>審査請求</u>をした場合には、処分の取消しの訴えはその<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。 (略) ～略～
--	--

(第17条関係)寒川町老人福祉法施行細則新旧対照表

現行	改正案
～略～ 第2号様式(第2条関係) (略) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この通知を受けたことを知った日(<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があ	～略～ 第2号様式(第2条関係) (略) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この通知を受けたことを知った日(<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があ

つたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、通知の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略)	つたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、通知の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略)
第3号様式	第3号様式
第4号様式(第3条関係) (略) この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に寒川町長に対し、<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この通知を受けたことを知った日(<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立てに対する決定</u>があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、通知の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) ～ 略 ～	第4号様式(第3条関係) (略) この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に寒川町長に対し、<u>審査請求</u>をすることができます。また、この通知を受けたことを知った日(<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求に対する裁決</u>があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、通知の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) ～ 略 ～
第14号様式の1(第9条関係) (略) この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に寒川町長に対し、<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この通知を受けたことを知った日(<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立てに対する決定</u>があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、通知の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略)	第14号様式の1(第9条関係) (略) この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この通知を受けたことを知った日(<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求に対する裁決</u>があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、通知の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略)
第14号様式の2(第9条関係)	第14号様式の2(第9条関係)

(略) この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に寒川町長に対し、<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この通知を受けたことを知つた日(<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立て</u>に対する決定があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、通知の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) ～略～	(略) この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に寒川町長に対し、<u>審査請求</u>をすることができます。また、この通知を受けたことを知つた日(<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求</u>に対する裁決があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、通知の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) ～略～
---	---

(第18条関係)寒川町介護保険法施行細則新旧対照表

現行	改正案
～略～ 第8号様式(第6条関係) (略) (<u>不服の申し立て</u>) 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>60日以内</u>に、神奈川県介護保険審査会に審査請求をすることができます。 2 この処分については、前項の審査請求の裁決を経た後でなければ、取消訴訟を提起することができません(介護保険法(平成9年法律第123号)第196条)。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。 (裏) (1) 審査請求があつた日から<u>3か月</u>を経過しても裁決がないとき。	～略～ 第8号様式(第6条関係) (略) (<u>審査請求</u>) 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>3月以内</u>に、神奈川県介護保険審査会に審査請求をすることができます。 2 この処分については、前項の審査請求の裁決を経た後でなければ、取消訴訟を提起することができません(介護保険法(平成9年法律第123号)第196条)。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。 (裏) (1) 審査請求があつた日から<u>3月</u>を経過しても裁決がないとき。

(2)・(3) (略) 3 この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から<u>6か月</u>以内に、寒川町(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)を被告として、提起することができます。 なお、裁決があったことを知った日の翌日から<u>6か月</u>以内であっても、裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができません。 神奈川県介護保険審査会 〒 神奈川県 TEL (略) 第9号様式(第6条関係) (略) (不服の申し立て) 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日以内</u>に、神奈川県介護保険審査会に審査請求をすることができます。 2 この処分については、前項の審査請求の裁決を経た後でなければ、取消訴訟を提起することができません(介護保険法(平成9年法律第123号)第196条)。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日から<u>3か月</u>を経過しても裁決がないとき。 (2)・(3) (略) 3 この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から<u>6か月</u>以内に、寒川町(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)を被告として、提起することができます。 なお、裁決があったことを知った日の翌日から<u>6か月</u>以内であっても、裁決の	(2)・(3) (略) 3 この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から<u>6月</u>以内に、寒川町(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)を被告として、提起することができます。 なお、裁決があったことを知った日の翌日から<u>6月</u>以内であっても、裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができません。 神奈川県介護保険審査会 〒 神奈川県 TEL (略) 第9号様式(第6条関係) (略) (審査請求) 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月以内</u>に、神奈川県介護保険審査会に審査請求をすることができます。 2 この処分については、前項の審査請求の裁決を経た後でなければ、取消訴訟を提起することができません(介護保険法(平成9年法律第123号)第196条)。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日から<u>3月</u>を経過しても裁決がないとき。 (2)・(3) (略) 3 この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から<u>6月</u>以内に、寒川町(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)を被告として、提起することができます。 なお、裁決があったことを知った日の翌日から<u>6月</u>以内であっても、裁決の
--	---

(略) (<u>不服の申し立て</u>) 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日以内</u>に、神奈川県介護保険審査会に審査請求をすることができます。 2 この処分については、前項の審査請求の裁決を経た後でなければ、取消訴訟を提起することができません(介護保険法(平成9年法律第123号)第196条)。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日から<u>3か月</u>を経過しても裁決がないとき。 (2)・(3) (略) 3 この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から<u>6か月</u>以内に、寒川町(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)を被告として、提起することができます。 なお、裁決があったことを知った日の翌日から<u>6か月</u>以内であっても、裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができません。 神奈川県介護保険審査会 〒 神奈川県 TEL (略) ～略～	(略) (<u>審査請求</u>) 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月以内</u>に、神奈川県介護保険審査会に審査請求をすることができます。 2 この処分については、前項の審査請求の裁決を経た後でなければ、取消訴訟を提起することができません(介護保険法(平成9年法律第123号)第196条)。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日から<u>3月</u>を経過しても裁決がないとき。 (2)・(3) (略) 3 この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から<u>6月</u>以内に、寒川町(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)を被告として、提起することができます。 なお、裁決があったことを知った日の翌日から<u>6月</u>以内であっても、裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができません。 神奈川県介護保険審査会 〒 神奈川県 TEL (略) ～略～
第16号様式(第12条関係) (略) (<u>不服の申し立て</u>) 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日以内</u>に、神奈川県介護保険審査会に審査請求をすることができます。 2 この処分については、前項の審査請求	第16号様式(第12条関係) (略) (<u>審査請求</u>) 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月以内</u>に、神奈川県介護保険審査会に審査請求をすることができます。 2 この処分については、前項の審査請求

の裁決を経た後でなければ、取消訴訟を提起することができません(介護保険法(平成9年法律第123号)第196条)。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日から<u>3か月</u>を経過しても裁決がないとき。 (2)・(3) (略) 3 この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から<u>6か月</u>以内に、寒川町(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)を被告として、提起することができます。 なお、裁決があったことを知った日の翌日から<u>6か月</u>以内であっても、裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができません。 神奈川県介護保険審査会 〒 神奈川県 TEL (略) ～略～ 第19号様式(第14条関係、第16条関係、第17条関係) (略) (不服の申し立て) 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、神奈川県介護保険審査会に審査請求をすることができます。 2 この処分については、前項の審査請求の裁決を経た後でなければ、取消訴訟を提起することができません(介護保険法(平成9年法律第123号)第196条)。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日から<u>3か月</u>を	の裁決を経た後でなければ、取消訴訟を提起することができません(介護保険法(平成9年法律第123号)第196条)。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日から<u>3月</u>を経過しても裁決がないとき。 (2)・(3) (略) 3 この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から<u>6月</u>以内に、寒川町(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)を被告として、提起することができます。 なお、裁決があったことを知った日の翌日から<u>6月</u>以内であっても、裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができません。 神奈川県介護保険審査会 〒 神奈川県 TEL (略) ～略～ 第19号様式(第14条関係、第16条関係、第17条関係) (略) (審査請求) 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、神奈川県介護保険審査会に審査請求をすることができます。 2 この処分については、前項の審査請求の裁決を経た後でなければ、取消訴訟を提起することができません(介護保険法(平成9年法律第123号)第196条)。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日から<u>3月</u>を
---	---

経過しても裁決がないとき。 (2)・(3) (略) 3 この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から<u>6か月</u>以内に、寒川町(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)を被告として、提起することができます。 なお、裁決があったことを知った日の翌日から<u>6か月</u>以内であっても、裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができません。 神奈川県介護保険審査会 〒 神奈川県 TEL (略) ～略～ 第25号様式(第18条関係) (略) (不服の申し立て) 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日以内</u>に、神奈川県介護保険審査会に審査請求をすることができます。 2 この処分については、前項の審査請求の裁決を経た後でなければ、取消訴訟を提起することができません(介護保険法(平成9年法律第123号)第196条)。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日から<u>3か月</u>を経過しても裁決がないとき。 (2)・(3) (略) 3 この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から<u>6か月</u>以内に、寒川町(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)を被告として、提起することができます。	経過しても裁決がないとき。 (2)・(3) (略) 3 この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から<u>6月</u>以内に、寒川町(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)を被告として、提起することができます。 なお、裁決があったことを知った日の翌日から<u>6月</u>以内であっても、裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができません。 神奈川県介護保険審査会 〒 神奈川県 TEL (略) ～略～ 第25号様式(第18条関係) (略) (審査請求) 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月以内</u>に、神奈川県介護保険審査会に審査請求をすることができます。 2 この処分については、前項の審査請求の裁決を経た後でなければ、取消訴訟を提起することができません(介護保険法(平成9年法律第123号)第196条)。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日から<u>3月</u>を経過しても裁決がないとき。 (2)・(3) (略) 3 この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から<u>6月</u>以内に、寒川町(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)を被告として、提起することができます。
--	--

なお、裁決があったことを知った日の翌日から<u>6か月</u>以内であっても、裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができません。 神奈川県介護保険審査会 〒 神奈川県 TEL （略） ～ 略 ～ 第28号様式（第19条関係） （略） （不服の申し立て） 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日以内</u>に、神奈川県介護保険審査会に審査請求をすることができます。 2 この処分については、前項の審査請求の裁決を経た後でなければ、取消訴訟を提起することができません（介護保険法（平成9年法律第123号）第196条）。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。 （1） 審査請求があった日から<u>3か月</u>を経過しても裁決がないとき。 （2）・（3） （略） 3 この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から<u>6か月</u>以内に、寒川町（訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。）を被告として、提起することができます。 なお、裁決があったことを知った日の翌日から<u>6か月</u>以内であっても、裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができません。 神奈川県介護保険審査会 〒 神奈川県 TEL （略）	なお、裁決があったことを知った日の翌日から<u>6月</u>以内であっても、裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができません。 神奈川県介護保険審査会 〒 神奈川県 TEL （略） ～ 略 ～ 第28号様式（第19条関係） （略） （審査請求） 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月以内</u>に、神奈川県介護保険審査会に審査請求をすることができます。 2 この処分については、前項の審査請求の裁決を経た後でなければ、取消訴訟を提起することができません（介護保険法（平成9年法律第123号）第196条）。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。 （1） 審査請求があった日から<u>3月</u>を経過しても裁決がないとき。 （2）・（3） （略） 3 この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から<u>6月</u>以内に、寒川町（訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。）を被告として、提起することができます。 なお、裁決があったことを知った日の翌日から<u>6月</u>以内であっても、裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができません。 神奈川県介護保険審査会 〒 神奈川県 TEL （略）
--	--

～ 略 ～ 第30号様式(第20条関係) (略) (不服の申し立て) 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日以内</u>に、神奈川県介護保険審査会に審査請求をすることができます。 2 この処分については、前項の審査請求の裁決を経た後でなければ、取消訴訟を提起することができません(介護保険法(平成9年法律第123号)第196条)。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日から<u>3か月</u>を経過しても裁決がないとき。 (2)・(3) (略) 3 この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から<u>6か月以内</u>に、寒川町(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)を被告として、提起することができます。 なお、裁決があったことを知った日の翌日から<u>6か月以内</u>であっても、裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができません。 神奈川県介護保険審査会 〒 神奈川県 TEL (略)	～ 略 ～ 第30号様式(第20条関係) (略) (審査請求) 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月以内</u>に、神奈川県介護保険審査会に審査請求をすることができます。 2 この処分については、前項の審査請求の裁決を経た後でなければ、取消訴訟を提起することができません(介護保険法(平成9年法律第123号)第196条)。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日から<u>3月</u>を経過しても裁決がないとき。 (2)・(3) (略) 3 この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から<u>6月</u>以内に、寒川町(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)を被告として、提起することができます。 なお、裁決があったことを知った日の翌日から<u>6月</u>以内であっても、裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができません。 神奈川県介護保険審査会 〒 神奈川県 TEL (略)
～ 略 ～ 第33号様式(第21条関係) (略) (不服の申し立て) 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日以内</u>に、神奈川県介	～ 略 ～ 第33号様式(第21条関係) (略) (審査請求) 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月以内</u>に、神奈川県介

護保険審査会に審査請求をすることができます。 2 この処分については、前項の審査請求の裁決を経た後でなければ、取消訴訟を提起することができません(介護保険法(平成9年法律第123号)第196条)。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日から<u>3か月</u>を経過しても裁決がないとき。 (2)・(3) (略) 3 この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から<u>6か月</u>以内に、寒川町(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)を被告として、提起することができます。 なお、裁決があったことを知った日の翌日から<u>6か月</u>以内であっても、裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができません。 神奈川県介護保険審査会 〒 神奈川県 TEL (略) ～略～ 第36号様式(第22条関係) (略) (<u>不服の申し立て</u>) 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日以内</u>に、神奈川県介護保険審査会に審査請求をすることができます。 2 この処分については、前項の審査請求の裁決を経た後でなければ、取消訴訟を提起することができません(介護保険法(平成9年法律第123号)第196条)。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで取	護保険審査会に審査請求をすることができます。 2 この処分については、前項の審査請求の裁決を経た後でなければ、取消訴訟を提起することができません(介護保険法(平成9年法律第123号)第196条)。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日から<u>3月</u>を経過しても裁決がないとき。 (2)・(3) (略) 3 この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から<u>6月</u>以内に、寒川町(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)を被告として、提起することができます。 なお、裁決があったことを知った日の翌日から<u>6月</u>以内であっても、裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができません。 神奈川県介護保険審査会 〒 神奈川県 TEL (略) ～略～ 第36号様式(第22条関係) (略) (<u>審査請求</u>) 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月以内</u>に、神奈川県介護保険審査会に審査請求をすることができます。 2 この処分については、前項の審査請求の裁決を経た後でなければ、取消訴訟を提起することができません(介護保険法(平成9年法律第123号)第196条)。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで取
---	--

消訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日から<u>3か月</u>を経過しても裁決がないとき。 (2)・(3) (略) 3 この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から<u>6か月</u>以内に、寒川町(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)を被告として、提起することができます。 なお、裁決があったことを知った日の翌日から<u>6か月</u>以内であっても、裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができません。 神奈川県介護保険審査会 〒 神奈川県 TEL (略) ～略～ 第39号様式(第24条関係) (略) (不服の申し立て) 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日以内</u>に、神奈川県介護保険審査会に審査請求をすることができます。 2 この処分については、前項の審査請求の裁決を経た後でなければ、取消訴訟を提起することができません(介護保険法(平成9年法律第123号)第196条)。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日から<u>3か月</u>を経過しても裁決がないとき。 (2)・(3) (略) 3 この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から<u>6か月</u>以内に、寒川町(訴訟において寒川町を代表する	消訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日から<u>3月</u>を経過しても裁決がないとき。 (2)・(3) (略) 3 この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から<u>6月</u>以内に、寒川町(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)を被告として、提起することができます。 なお、裁決があったことを知った日の翌日から<u>6月</u>以内であっても、裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができません。 神奈川県介護保険審査会 〒 神奈川県 TEL (略) ～略～ 第39号様式(第24条関係) (略) (審査請求) 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月以内</u>に、神奈川県介護保険審査会に審査請求をすることができます。 2 この処分については、前項の審査請求の裁決を経た後でなければ、取消訴訟を提起することができません(介護保険法(平成9年法律第123号)第196条)。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日から<u>3月</u>を経過しても裁決がないとき。 (2)・(3) (略) 3 この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から<u>6月</u>以内に、寒川町(訴訟において寒川町を代表する
--	---

者は寒川町長となります。)を被告として、提起することができます。 なお、裁決があったことを知った日の翌日から<u>6か月</u>以内であっても、裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができません。 神奈川県介護保険審査会 〒 神奈川県 TEL (略) ～略～	者は寒川町長となります。)を被告として、提起することができます。 なお、裁決があったことを知った日の翌日から<u>6月</u>以内であっても、裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができません。 神奈川県介護保険審査会 〒 神奈川県 TEL (略) ～略～
---	--

(第19条関係)寒川町介護保険条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
第1号様式(第3条関係) (略) (不服の申し立て) この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、神奈川県介護保険審査会に審査請求をすることができます。 神奈川県介護保険審査会 TEL <u>また、審査請求に対する裁決があり、なおこの処分について不服がある時は、裁決書を受け取った日</u> _____ <u>から起算して6ヶ月以内に寒川町を被告として(寒川町長が被告の代表者となります)提起</u> <u>することができます。</u> _____ _____ _____ この処分についての _____ <u>取り消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが次の場合は、審査請求に対する裁決を</u> <u>得ないで処分の取消</u> _____ <u>の訴えを提起することができます。①審査請求があった</u>	第1号様式(第3条関係) (略) (<u>審査請求</u>) この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、神奈川県介護保険審査会に審査請求をすることができます。 神奈川県介護保険審査会 TEL _____ <u>審査請求に対する裁決があり、なおこの処分について不服がある時は、裁決書を受け取った日の</u> <u>翌日</u> <u>から起算して6月</u> _____ <u>以内に寒川町を被告として(寒川町長が被告の代表者となります)取り消しの訴えを提起することができます。</u> <u>なお、裁決があったことを知った日の翌日から6月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると取り消しの訴えを提起することができません。</u> <u>また、この処分についての取り消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが次の場合は、審査請求に対する裁決を</u> <u>経ないで処分の取り消し</u> <u>の訴えを提起することができます。①審査請求があった</u>

日から3か月を経過しても裁決がない場合、②処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要がある場合、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由がある場合

(略)

第2号様式(第3条関係)

(略)

(不服の申し立て)

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、神奈川県介護保険審査会に審査請求をすることができます。神奈川県介護保険審査会 TEL
また、審査請求に対する裁決があり、なおこの処分について不服がある時は、裁決書を受け取った日 から起算して6ヶ月以内に寒川町を被告として(寒川町長が被告の代表者となります)提起することができます。

この処分についての 取り消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが次の場合は、審査請求に対する裁決を得ないで処分の取消 の訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がない場合、②処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要がある場合、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由がある場合

(略)

第3号様式(略)

日から3月を経過しても裁決がない場合、②処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要がある場合、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由がある場合

(略)

第2号様式(第3条関係)

(略)

(審査請求)

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、神奈川県介護保険審査会に審査請求をすることができます。神奈川県介護保険審査会 TEL
審査請求に対する裁決があり、なおこの処分について不服がある時は、裁決書を受け取った日 の翌日 から起算して6月以内に寒川町を被告として(寒川町長が被告の代表者となります)取り消しの訴えを提起することができます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から6月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると取り消しの訴えを提起することができません。

また、この処分についての取り消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが次の場合は、審査請求に対する裁決を 経ないで処分の 取り消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がない場合、②処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要がある場合、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由がある場合

(略)

第3号様式(略)

第4号様式(第4条関係)

(略)

(不服の申し立て)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、神奈川県介護保険審査会に審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、前項の審査請求の裁決を経た後でなければ、取消訴訟を提起することができません(介護保険法(平成9年法律第123号)第196条)。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2)・(3) (略)
- 3 この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から6か月以内に、寒川町(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)を被告として、提起することができます。

なお、裁決があったことを知った日の翌日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができません。

神奈川県介護保険審査会

〒 神奈川県 TEL
(略)

第5号様式

第6号様式(第7条関係)

(略)

(不服の申し立て)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、神奈川県介護保険審査会に審査請求をすることが

第4号様式(第4条関係)

(略)

(審査請求)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、神奈川県介護保険審査会に審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、前項の審査請求の裁決を経た後でなければ、取消訴訟を提起することができません(介護保険法(平成9年法律第123号)第196条)。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2)・(3) (略)
- 3 この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から6月以内に、寒川町(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)を被告として、提起することができます。

なお、裁決があったことを知った日の翌日から6月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができません。

神奈川県介護保険審査会

〒 神奈川県 TEL
(略)

第5号様式

第6号様式(第7条関係)

(略)

(審査請求)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、神奈川県介護保険審査会に審査請求をすることが

できます。 2 この処分については、前項の審査請求の裁決を経た後でなければ、取消訴訟を提起することができません(介護保険法(平成9年法律第123号)第196条)。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日から<u>3か月</u>を経過しても裁決がないとき。 (2)・(3) (略) 3 この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から<u>6か月</u>以内に、寒川町(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)を被告として、提起することができます。 なお、裁決があったことを知った日の翌日から<u>6か月</u>以内であっても、裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができません。 神奈川県介護保険審査会 〒 神奈川県 TEL (略) 第7号様式(略) 第8号様式(第9条関係) (略) (不服の申し立て) 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、神奈川県介護保険審査会に審査請求をすることができます。 2 この処分については、前項の審査請求の裁決を経た後でなければ、取消訴訟を提起することができません(介護保険法(平成9年法律第123号)第196条)。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。	できます。 2 この処分については、前項の審査請求の裁決を経た後でなければ、取消訴訟を提起することができません(介護保険法(平成9年法律第123号)第196条)。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日から<u>3月</u>を経過しても裁決がないとき。 (2)・(3) (略) 3 この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から<u>6月</u>以内に、寒川町(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)を被告として、提起することができます。 なお、裁決があったことを知った日の翌日から<u>6月</u>以内であっても、裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができません。 神奈川県介護保険審査会 〒 神奈川県 TEL (略) 第7号様式(略) 第8号様式(第9条関係) (略) (審査請求) 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、神奈川県介護保険審査会に審査請求をすることができます。 2 この処分については、前項の審査請求の裁決を経た後でなければ、取消訴訟を提起することができません(介護保険法(平成9年法律第123号)第196条)。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。
--	---

(1) 審査請求があった日から<u>3か月</u>を経過しても裁決がないとき。 (2)・(3) (略) 3 この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から<u>6か月</u>以内に、寒川町(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)を被告として、提起することができます。 なお、裁決があったことを知った日の翌日から<u>6か月</u>以内であっても、裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができません。 神奈川県介護保険審査会 〒 神奈川県 TEL ～略～	(1) 審査請求があった日から<u>3月</u>を経過しても裁決がないとき。 (2)・(3) (略) 3 この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から<u>6月</u>以内に、寒川町(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)を被告として、提起することができます。 なお、裁決があったことを知った日の翌日から<u>6月</u>以内であっても、裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができません。 神奈川県介護保険審査会 〒 神奈川県 TEL ～略～
---	--

(第20条関係)寒川町指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則新旧対照表

現行	改正案
～略～ 第2号様式(第2条関係) (略) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) ～略～	～略～ 第2号様式(第2条関係) (略) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) ～略～

第6号様式(第4条関係) (略) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略)	第6号様式(第4条関係) (略) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略)
第7号様式(第5条関係) (略) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) ～略～	第7号様式(第5条関係) (略) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) ～略～

(第21条関係)寒川町指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則新旧対照表

現行	改正案
～略～ 第2号様式(第2条関係) ～略～	～略～ 第2号様式(第2条関係) ～略～

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、寒川町長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

(略)

～略～

第6号様式(第4条関係)

(略)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、寒川町長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

(略)

～略～

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

(略)

～略～

第6号様式(第4条関係)

(略)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

(略)

～略～

(第22条関係)寒川町災害見舞金支給条例施行規則新旧対照表

現 行

第5号様式(第5条関係)

寒川町災害見舞金支給決定通知書

番 号
年 月 日

様

寒川町長

町

寒川町災害見舞金支給条例施行規則第5条の規定に基づき、次のとおり通知します。

決 定 区 分	見舞金を支給する。	見舞金を支給しない。
支 給 金 額	金	円
支 給 を し な い 理 由		
備 考		

改正案

第5号様式(第5条関係)

寒川町災害見舞金支給決定通知書

番 号
年 月 日

様

寒川町長

町

寒川町災害見舞金支給条例施行規則第5条の規定に基づき、次のとおり通知します。

決 定 区 分	見舞金を支給する。	見舞金を支給しない。
支 給 金 額	金	円
支 給 を し な い 理 由		
備 考		

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町を被告として（訴訟において寒川町を代表する者は、寒川町長となります。）提起することができず。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

現 行

第4号様式(第8条関係)

第 号 年 月 日

寒川町長 様

様

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

受付番号 第 号
貸付金額 円
据置期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還方法 年 賦
利率 年3パーセント
資金をお渡する日と手続について
1 貸付金交付日 年 月 日
2 場 所
3 ご持参なさるもの
(1) この通知書
(2) 同時の借用書
(3) あなたの印鑑
(4) あなたと保証人の印鑑証明書各一通

改正案

第4号様式(第8条関係)

第 号 年 月 日

寒川町長 様

様

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

受付番号 第 号
貸付金額 円
据置期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還方法 年 賦
利率 年3パーセント
資金をお渡する日と手続について
1 貸付金交付日 年 月 日
2 場 所
3 ご持参なさるもの
(1) この通知書
(2) 同時の借用書
(3) あなたの印鑑
(4) あなたと保証人の印鑑証明書各一通

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町を被告として（訴訟において寒川町を代表する者は、寒川町長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であつても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

現 行

第5号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

寒川町長 国

様

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、次の理由で不承認となりましてお知らせします。

(不承認の理由)

改正案

第5号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

寒川町長 国

様

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、次の理由で不承認となりましてお知らせします。

(不承認の理由)

(参考)

1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町を被告として（訴訟において寒川町を代表する者は、寒川町長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

現 行

第9号様式(第13条関係)

第 号
年 月 日

寒川町長 国

様

支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年 月 日 申出のあつた償還金の支払猶予については、次のとおり承認となつたのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間 年 月 日から 年 月 日まで
変更後の償還期間

改 正 案

第9号様式(第13条関係)

第 号
年 月 日

寒川町長 国

様

支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年 月 日 申出のあつた償還金の支払猶予については、次のとおり承認となつたのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間 年 月 日から 年 月 日まで
変更後の償還期間

(参考)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町を被告として（訴訟において寒川町を代表する者は、寒川町長となります。）提起することができます。ただし、この処分があつたことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

現 行

第10号様式(第13条関係)

第 号
年 月 日

寒川町長 国

様

支 払 猶 予 不 承 認 通 知 書

年 月 日申出がありました。償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願い致します。

(不承認の理由)

改正案

第10号様式(第13条関係)

第 号
年 月 日

寒川町長 国

様

支 払 猶 予 不 承 認 通 知 書

年 月 日申出がありました。償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願い致します。

(不承認の理由)

(参考)

1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町を被告として（訴訟において寒川町を代表する者は、寒川町長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

現 行

第12号様式(第14条関係)

第 号 年 月 日

寒川町長 国

様

違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、下記のとおり承認されましたのでお知らせいたします。

記

年 月 日償還予定の期 回償還金元金 円利子
円に係る 年 月 日における違約金 円の支払を免除致します。

改正案

第12号様式(第14条関係)

第 号 年 月 日

寒川町長 国

様

違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、下記のとおり承認されましたのでお知らせいたします。

記

年 月 日償還予定の期 回償還金元金 円利子
円に係る 年 月 日における違約金 円の支払を免除致します。

(参考)

1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町を被告として（訴訟において寒川町を代表する者は、寒川町長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

現 行

第13号様式(第14条関係)

第 号 年 月 日

寒川町長 国

様

違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。
(理由)

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還(元利合計 円)に係る違約金は 年 月 日現在 円となっておりまして、
で至急償還をお願いします。

改正案

第13号様式(第14条関係)

第 号 年 月 日

寒川町長 国

様

違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。
(理由)

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還(元利合計 円)に係る違約金は 年 月 日現在 円となっておりまして、
で至急償還をお願いします。

(参考)

1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町を被告として(訴訟において寒川町を代表する者は、寒川町長となります。)提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

現 行

第15号様式(第15条関係)

第 号 年 月 日

寒川町長 様

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。
(承認内容)

全部免除、一部免除
申請日現在の償還未済額

元 金 円
利 子 円
連約金 円
合 計 円

償還を免除した額

元 金 円
利 子 円
連約金 円
合 計 円

申請日現在の状況で今後償還を必要とする額

元 金 円
利 子 円
連約金 円
合 計 円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利 10.75%の率で連約金がさらに加算されます。

改 正 案

第15号様式(第15条関係)

第 号 年 月 日

寒川町長 様

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。
(承認内容)

全部免除、一部免除
申請日現在の償還未済額

元 金 円
利 子 円
連約金 円
合 計 円

償還を免除した額

元 金 円
利 子 円
連約金 円
合 計 円

申請日現在の状況で今後償還を必要とする額

元 金 円
利 子 円
連約金 円
合 計 円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利 10.75%の率で連約金がさらに加算されます。

(教示)

1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町を被告として（訴訟において寒川町を代表する者は、寒川町長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

現 行

第16号様式(第15条関係)

第 号
年 月 日

寒川町長

国

様

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。
(不承認の理由)

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年10.75%の率で違約金がさらに加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

改正案

第16号様式(第15条関係)

第 号
年 月 日

寒川町長

国

様

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。
(不承認の理由)

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年10.75%の率で違約金がさらに加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

(指示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町を被告として(訴訟において寒川町を代表する者は、寒川町長となります)提起することできます。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

現行

第2号様式(第5条関係)

寒川町指令第 年 月 日 号

兼

寒川町長

印

寒川町社会福祉法人事業費補助決定通知書

年 月 日付けで申請のあつた補助に対し、寒川町社会福祉法人の助成に関する条例施行規則第5条の定めるところにより、次のとおり交付する。

補助金額

E

交付条件

改正案

第2号様式(第5条関係)

寒川町指令第 年 月 日 号

樣

寒川町長

印

寒川町社会福祉法人 事業費補助決定通知書

年 月 日付で申請のあつた補助に対し、寒川町社会福祉法人の助成に關する条例施行規則第5条の定めるところにより、次のとおり交付する。

補助金額



交付条件

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができ、この処分が起算したことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して６月以内）に、案判町を被告として（訴訟において案判町を請求する者は、案判町長となります）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

現 行

第2号様式(第3条、第4条関係)

寒川町福祉活動センター使用決定通知書

様

年 月 日

指定管理者

印

年 月 日付けで申請のありました寒川町福祉活動センターの使用について、次のとおり通知します。

決 定 区 分	☐ 承認	☐ 不承認	年 月 日(曜日)
使 用 日			
使 用 時 間	☐ 午前9時00分から午後9時00分まで	☐ 午後5時30分から午後9時30分まで	☐ 午前9時00分から午後9時30分まで
使 用 施 設	☐ 活動室	☐ 大会議室	☐ 会議室
承 認 条 件 (不承認理由)			
備 考			

改正案

第2号様式(第3条、第4条関係)

寒川町福祉活動センター使用決定通知書

様

年 月 日

指定管理者

印

年 月 日付けで申請のありました寒川町福祉活動センターの使用について、次のとおり通知します。

決 定 区 分	☐ 承認	☐ 不承認	年 月 日(曜日)
使 用 日			
使 用 時 間	☐ 午前9時00分から午後9時00分まで	☐ 午後5時30分から午後9時30分まで	☐ 午前9時00分から午後9時30分まで
使 用 施 設	☐ 活動室	☐ 大会議室	☐ 会議室
承 認 条 件 (不承認理由)			
備 考			

(教示)

1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内でなくても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができます。

2 取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町を被告として(訴訟において寒川町を代表する者は、寒川町長となります。)提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

現 行

第7号様式（第20条の2関係）

育成医療治療用装具費支給決定書			
支給決定金額		円・自己負担額 円 ※	
治療用装具製作費		円・社会保険給付額	
受給者番号			
受給者氏名			
申請者名			
申請者の住所			
受領方法			
銀行名			
支店名			
口座種別	普通・当座	口座番号	
口座名義人		寒川町長	
上記のとおり支給します。			
年	月	日	

※ 治療用装具装着月の上限額管理票と補装具製作費の1割を比較し、少ない額を自己負担額とする。

改正案

第7号様式（第20条の2関係）

育成医療治療用装具費支給決定書			
支給決定金額		円・自己負担額 円 ※	
治療用装具製作費		円・社会保険給付額	
受給者番号			
受給者氏名			
申請者名			
申請者の住所			
受領方法			
銀行名			
支店名			
口座種別	普通・当座	口座番号	
口座名義人		寒川町長	
上記のとおり支給します。			
年	月	日	

※ 治療用装具装着月の上限額管理票と補装具製作費の1割を比較し、少ない額を自己負担額とする。

不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に神奈川県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、審判員に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に寒川町長を被告として（訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前項の審査請求に対する裁決を踏まえ（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の終行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を怠らないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先

寒川町福祉課 住所 神奈川県高座郡寒川町宮山 165 電話番号 0467-74-1111

現 行

第2号様式(第5条関係)

寒川町基準該当事業所登録決定書

寒 福 第 号
年 月 日

様

寒川町長

印

フリガナ		フリガナ	
氏 名		氏 名	
主たる事業所の所在地		〒	
法人である場合の種別		電話番号	
		FAX番号	
代表者の職名		フリガナ	
氏 名		氏 名	
代表者の住所		〒	
フリガナ		フリガナ	
名 称			
事業所(施設)の所在地		事業開始予定年月日	備 考
実施事業等の種類及び内容			
登録を受けようとする事業の種類			
基礎該当事業所番号			
登録を受けている市町村			

年 月 日付で、申請のありました寒川町基準該当事業所サービス事業者の登録について、つぎのとおり決定します。

決 定 区 分	☐ 登録します	☐ 登録しません
決 定 理 由		

改正案

第2号様式(第5条関係)

寒川町基準該当事業所登録決定書

寒 福 第 号
年 月 日

様

寒川町長

印

フリガナ		フリガナ	
氏 名		氏 名	
主たる事業所の所在地		〒	
法人である場合の種別		電話番号	
		FAX番号	
代表者の職・氏名		フリガナ	
		氏 名	
代表者の住所		〒	
フリガナ		フリガナ	
名 称			
事業所(施設)の所在地		事業開始予定年月日	備 考
実施事業等の種類及び内容			
登録を受けようとする事業の種類			
基礎該当事業所番号			
登録を受けている市町村			
年 月 日付で、申請のありました寒川町基準該当事業所サービス事業者の登録について、つぎのとおり決定します。			
決 定 区 分	☐ 登録します	☐ 登録しません	
決 定 理 由			

(備考)
1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることが出来ます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して9日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。
2 取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、裁判官を被告として(訴訟において寒川町を代表する者は、寒川町長となりま)提起することが出来ます。ただし、この処分があったことを知った日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(第28条関係)寒川町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ 第15号様式(第11条関係) (略) (注) この処分について不服がある場合は、この取消書を受け取った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) 第16号様式(第11条関係) (略) (注) 1 (略) 2 この処分について不服がある場合は、この取消書を受け取った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) ～ 略 ～ 第19号様式(第15条関係)	～ 略 ～ 第15号様式(第11条関係) (略) (注) この処分について不服がある場合は、この取消書を受け取った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) 第16号様式(第11条関係) (略) (注) 1 (略) 2 この処分について不服がある場合は、この取消書を受け取った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) ～ 略 ～ 第19号様式(第15条関係)

(略) (注) この処分について不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略)	(略) (注) この処分について不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略)
第20号様式(第16条関係) (略) (注) この処分について不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略)	第20号様式(第16条関係) (略) (注) この処分について不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略)
第21号様式(第17条関係) (略) ※ この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被	第21号様式(第17条関係) (略) ※ この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被

告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) ～略～	告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) ～略～
---	---

(第29条関係)寒川町企業等の立地促進に関する条例施行規則新旧対照表

現 行	改 正 案
～略～ 第3号様式(第6条関係) (略) (注)この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この決定を受けたことを知った日(<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立て</u>に対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) 第4号様式(第6条関係) (略) (注)この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この決定を受けたことを知った日(<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立て</u>に対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の	～略～ 第3号様式(第6条関係) (略) (注)この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この決定を受けたことを知った日(<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求</u>に対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) 第4号様式(第6条関係) (略) (注)この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この決定を受けたことを知った日(<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求</u>に対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の

日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) ～略～ 第7号様式（第8条関係） (略) (注)この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この決定を受けたことを知った日(<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立て</u>に対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) ～略～ 第9号様式（第10条関係） (略) (注)この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この決定を受けたことを知った日(<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立て</u>に対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) ～略～	日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) ～略～ 第7号様式（第8条関係） (略) (注)この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この決定を受けたことを知った日(<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求</u>に対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) ～略～ 第9号様式（第10条関係） (略) (注)この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この決定を受けたことを知った日(<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求</u>に対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) ～略～
--	--

(第30条関係)寒川町道路占用規則新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ 第2号様式(第3条、第4条関係) (略) この道路占用許可について不服があるときは、この処分<通知>があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができ、神奈川県知事に対して<u>審査請求</u>をすることもできます。また、この処分<通知>を受けたことを知つた日(<u>異議申立て<審査請求></u>をした場合には、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定<審査請求></u>に対する<u>裁決</u>>があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) ～ 略 ～ 第6号様式(第18条関係) (略) この道路占用許可について不服があるときは、この処分<通知>があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができ、神奈川県知事に対して<u>審査請求</u>をすることもできます。また、この処分<通知>を受けたことを知つた日(<u>異議申立て<審査請求></u>をした場合には、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定<審査請求></u>に対する<u>裁決</u>>があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。	～ 略 ～ 第2号様式(第3条、第4条関係) (略) この道路占用許可について不服があるときは、この処分<通知>があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができ、神奈川県知事に対して<u>再審査請求</u>をすることもできます。また、この処分<通知>を受けたことを知つた日(<u>審査請求<再審査請求></u>をした場合には、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決<再審査請求></u>に対する<u>裁決</u>>があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) ～ 略 ～ 第6号様式(第18条関係) (略) この道路占用許可について不服があるときは、この処分<通知>があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができ、神奈川県知事に対して<u>再審査請求</u>をすることもできます。また、この処分<通知>を受けたことを知つた日(<u>審査請求<再審査請求></u>をした場合には、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決<再審査請求></u>に対する<u>裁決</u>>があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

(略)	(略)
～略～	～略～

(第31条関係)寒川町電線共同溝占用規則新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
第3号様式(第2条関係) (略) この電線共同溝占用許可について不服があるときは、この処分<通知>があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができ、神奈川県知事に対して<u>審査請求</u>をすることもできます。また、この処分<通知>を受けたことを知った日(<u>異議申立て</u><<u>審査請求</u>>をした場合には、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u><<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>>があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) ～略～	第3号様式(第2条関係) (略) この電線共同溝占用許可について不服があるときは、この処分<通知>があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができ、神奈川県知事に対して<u>再審査請求</u>をすることもできます。また、この処分<通知>を受けたことを知った日(<u>審査請求</u><<u>再審査請求</u>>をした場合には、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u><<u>再審査請求</u>に対する<u>裁決</u>>があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) ～略～

(第32条関係)土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
第7号様式(第6条関係) (略) なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌	第7号様式(第6条関係) (略) なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌

日から起算して<u>60日</u>以内に神奈川県知事に対して審査請求をすることができる。また、この処分を受けたことを知った日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できない。 (略) ～略～ 第8号様式(第6条関係) (略) なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に神奈川県知事に対して審査請求をすることができる。また、この処分を受けたことを知った日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できない。 (略) ～略～	日から起算して<u>3月</u>以内に神奈川県知事に対して審査請求をすることができる。また、この処分を受けたことを知った日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できない。 (略) ～略～ 第8号様式(第6条関係) (略) なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に神奈川県知事に対して審査請求をすることができる。また、この処分を受けたことを知った日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できない。 (略) ～略～
---	---

(第33条関係)寒川町下水道排水設備指定工事店規則新旧対照表

現行	改正案
～略～ 第6号様式(第2条、第5条関係) (略) 1 (略) 2 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町長に対して	～略～ 第6号様式(第2条、第5条関係) (略) 1 (略) 2 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町長に対して

異議申立てをすることができます。また、この処分を受けたことを知った日（異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があつたことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町（寒川町長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

（略）

～略～

第13号様式（第9条、第12条関係）

（略）

1 （略）

2 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、寒川町長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分を受けたことを知った日（異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があつたことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町（寒川町長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

（略）

～略～

第17号様式（第14条関係）

（略）

備考

- この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、寒川町長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分を受けたことを知った日（異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があつた

審査請求をすることができます。また、この処分を受けたことを知った日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町（寒川町長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

（略）

～略～

第13号様式（第9条、第12条関係）

（略）

1 （略）

2 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。また、この処分を受けたことを知った日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町（寒川町長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

（略）

～略～

第17号様式（第14条関係）

（略）

備考

- この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。また、この処分を受けたことを知った日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつた

ことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) ～略～	ことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 (略) ～略～
--	--

(第34条関係)寒川町火災予防規則新旧対照表

現行	改正案
～略～ 第1号様式の2(第6条関係) 寒 予 第 号 (略) 教示 この指定に不服のある場合は、指定があったことを知った日の翌日から起算して<u>6月0日</u>以内に寒川町長に対して審査請求することができます。 また、この指定については、指定があったことを知った日の翌日から起算して<u>6箇月</u>以内に寒川町を被告として指定の取消しの訴えを提起することができます(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。) なお、この指定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して<u>6箇月</u>以内に寒川町を被告として指定の取消しの訴えを提起することができます。 ～略～	～略～ 第1号様式の2(第6条関係) 寒 第 号 (略) 教示 この指定に不服のある場合は、指定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に寒川町長に対して審査請求することができます。 また、この指定については、指定があったことを知った日の翌日から起算して<u>6月</u>以内に寒川町を被告として指定の取消しの訴えを提起することができます(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。) なお、この指定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して<u>6月</u>以内に寒川町を被告として指定の取消しの訴えを提起することができます。 ～略～

(第35条関係)寒川町危険物の規制に関する細則新旧対照表

現行	改正案
----	-----

～ 略 ～ 第4号様式(第3条関係) (略) 教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。 また、この処分を受けたことを知った日(<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。	～ 略 ～ 第4号様式(第3条関係) (略) 教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。 また、この処分を受けたことを知った日(<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。
～ 略 ～ 第9号様式(第7条関係) (略) 教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。 また、この処分を受けたことを知った日(<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。	～ 略 ～ 第9号様式(第7条関係) (略) 教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。 また、この処分を受けたことを知った日(<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。
～ 略 ～ 第11号様式(第9条関係) (略) 教示 この処分について不服がある場合は、こ	～ 略 ～ 第11号様式(第9条関係) (略) 教示 この処分について不服がある場合は、こ

の処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。 また、この処分を受けたことを知った日（<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町（寒川町長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。	の処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。 また、この処分を受けたことを知った日（<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町（寒川町長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。
第12号様式（第10条関係） （略） 教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。 また、この処分を受けたことを知った日（<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町（寒川町長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。	第12号様式（第10条関係） （略） 教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。 また、この処分を受けたことを知った日（<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町（寒川町長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。
第13号様式（第11条関係） （略） 教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。 また、この処分を受けたことを知った日（<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町（寒川町長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、処分の日から1年を経過すると	第13号様式（第11条関係） （略） 教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。 また、この処分を受けたことを知った日（<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町（寒川町長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、処分の日から1年を経過すると

その訴えは提起できません。 第14号様式(第11条関係) (略) 教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。 また、この処分を受けたことを知った日(<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。	その訴えは提起できません。 第14号様式(第11条関係) (略) 教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。 また、この処分を受けたことを知った日(<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。
第15号様式(第12条関係) (略) 教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。 また、この処分を受けたことを知った日(<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。	第15号様式(第12条関係) ～(略)～ 教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。 また、この処分を受けたことを知った日(<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。
～略～ 第20号様式(第17条関係) (略) 教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町長に対して	～略～ 第20号様式(第17条関係) (略) 教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町長に対して

異議申立てをすることができます。

また、この処分を受けたことを知った日（異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町（寒川町長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

～略～

第22号様式（第18条関係）
（略）

教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、寒川町長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分を受けたことを知った日（異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町（寒川町長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

第23号様式（第18条関係）
（略）

教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、寒川町長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分を受けたことを知った日（異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町（寒川町長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、処分の日から1年を経過すると

審査請求をすることができます。

また、この処分を受けたことを知った日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町（寒川町長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

～略～

第22号様式（第18条関係）
（略）

教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分を受けたことを知った日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町（寒川町長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

第23号様式（第18条関係）
（略）

教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分を受けたことを知った日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町（寒川町長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、処分の日から1年を経過すると

その訴えは提起できません。 第24号様式(第19条関係) (略) 教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。 また、この処分を受けたことを知った日(<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。	その訴えは提起できません。 第24号様式(第19条関係) (略) 教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。 また、この処分を受けたことを知った日(<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。
第25号様式(第20条関係) (略) 教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。 また、この処分を受けたことを知った日(<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。	第25号様式(第20条関係) ～(略)～ 教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。 また、この処分を受けたことを知った日(<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。
～略～ 第26号様式(第21条関係) (略) 教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町長に対して	～略～ 第26号様式(第21条関係) (略) 教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町長に対して

<u>異議申立て</u>をすることができます。 また、この処分を受けたことを知った日（<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町（寒川町長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 第27号様式（第22条関係） （略） 教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。 また、この処分を受けたことを知った日（<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町（寒川町長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 ～略～	<u>審査請求</u>をすることができます。 また、この処分を受けたことを知った日（<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町（寒川町長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 第27号様式（第22条関係） （略） 教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。 また、この処分を受けたことを知った日（<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町（寒川町長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。 ～略～
---	--

（改正附則）

	<u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> 1 <u>この規則は、行政不服審査法の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。</u> <u>（経過措置の原則）</u> 2 <u>町長等（処分権限を有する町の機関をいう。以下同じ。）の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた町長等の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る町長等の不作為</u>
--	--

	為に係るものについては、なお従前の例 による。
--	----------------------------